

静岡県立農林環境専門職大学開学記念式典の開催について

(農林環境専門職大学)

1 目的

静岡県立農林環境専門職大学の開学に向けた準備から令和2年4月に開学して現在に至るまで、御支援を頂いた多くの関係者の皆様に改めて感謝の意を表するとともに、本学のさらなる知名度向上や幅広い業界との関係構築を期し、開学記念式典を開催する。

2 開催テーマ

「農林業の未来と専門職大学」

3 日時

令和3年11月19日(金) 午後1時30分から午後4時

4 会場

掛川グランドホテル(静岡県掛川市亀ノ甲1-3-1)

3階「シャングリラスイート」 ※JR掛川駅南口から徒歩1分

5 招待者

関係省庁(文科省、農水省)、国会議員、県議会議員、農業団体関係者、経済・金融団体関係者、教育課程連携協議会委員、基本構想委員等 県職員含め約90名 ※招待者とは別に、希望者へオンライン配信(事前申し込み制)。

6 プログラム

1. 開式の辞	13:30～	事務局長	(1分)
2. 開学の挨拶	13:31～	知事	(5分)
3. 来賓祝辞	13:37～	県議会議長	(5分)
	13:43～	(一社)静岡県経営者協会会長	(5分)
	13:49～	県農業協同組合中央会会長	(5分)
4. 来賓紹介、祝電披露	13:55～	(司会)	(5分)
5. 学長挨拶、大学紹介	14:00～	学長	(20分)
6. 休憩	14:20～		(10分)
7. 記念講演(1)	14:30～	文部科学省高等教育局専門教育課 課長補佐 村本 定則 氏	(15分)
記念講演(2)	14:45～	滋慶医療科学大学 教授 吉本 圭一 氏	(30分)
記念講演(3)	15:15～	株式会社クレア・ファーム 代表取締役 西村 やす子 氏	(30分)
(質疑応答)	15:45～	(司会)	
8. 閉式の辞	15:50～	生産環境経営学部 学部長	(3分)
* 交流の時間	16:00～	名刺交換等	(15分)

4. 学長挨拶及び大学紹介・・・学長 鈴木 滋彦



静岡県立農林環境専門職大学学長の鈴木滋彦でございます。

本日は、御多用の中本学開学記念式典にかくも盛大、大勢御臨席いただきまして誠にありがとうございます。農林環境専門職大学を代表しまして、心より御礼申し上げます。

また、県議会議長宮沢様、静岡県経営者協会会長中西様、静岡県農業協同組合中央会青山様には、御祝辞を賜り誠にありがとうございます。また、村本先生、吉本先生、西村先生には、本日の記念講演をお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。

本来であれば、昨年の7月に行う予定でございましたこの式典を本日ここに挙行できますことを大変ありがたく思います。私からは大学紹介と御挨拶をさせていただきます。



Agrifore アグリフォーレ



静岡県立農林環境専門職大学 同 短期大学部
開学記念式典

農林業の未来と専門職大学

1. 静岡で学ぶ
2. 専門職大学
3. 生み出す産業
4. 耕土耕心

静岡県立農林環境専門職大学および静岡県立農林環境専門職大学短期大学部が、昨年4月1日、静岡県磐田市富丘の地に開学いたしましたことを御報告申し上げます。令和元年に旧校舎の改修を行って開学を迎え、開学初年度に新校舎の建設を行いました。初年度は旧校舎のみで授業を行い、本年度は念願の新校舎が加わりました。左

の写真、旧校舎の前には地元の天竜杉を用いたキャノピーを配置してごさいます。中央の新棟は農耕の歴史に由来する高床式をモチーフにしてごさいます。また、先程も触れられましたけれども、本年度は学生寮の建設を進めているところごさいます。建物のデザイン監修には静岡県立文化芸術大学の皆様の御支援を頂いてごさいます。横山先生、寒竹先生、誠にありがとうございます。コロナ禍の

もとの開学となり、入学式は校内放送で行うなど多難な船出となりましたが、昨年6月からはすべての授業を対面式で行うなど、感染対策に留意しながらも充実した大学運営に努めてごさいます。平成29年の基本構想検討委員会から設置申請に至るまで大学の開設に関わっていただきました皆様、また、大学の新設に御支援御声援を賜りました関係各位に衷心より感謝申し上げます。誠にありがとうございます。

さて、ここからは1年前に戻りまして当時の思いを私見を含めて御紹介させていただきます。お手元に刷り物がごさいます。どうして静岡県に農林業系の大学が開学したのか。私は次のようにごさいます。御紹介のありましたとおり、静岡県は多彩な農産物に恵まれてごさいます。モノづくり県として有名ではごさいますが、実は豊かな農業県ごさいます。これが背景と思ごさいます。そして、私

ども人材育成の目標を2つ定めてごさいます。1つは農林業を支える生産技術に加えて、加工、流通、販売、経営のできる人を育てたい。さらに、農山村地域の環境や伝統文化を守り、学び、将来地域を支えるリーダーとなる人を育てたい。この大きな2つの目標を掲げてごさいます。また静岡で学ぶこと。先程御紹介がごさいましたけれども、県内には多様多彩な産業がごさいます。その皆様の研究力、技術力、経営力に学びたい。そういう思いがごさいます。さらに経済の動脈が通るこの地で成り立つ農林業を考えることが私どもの仕事ではないかと考えている次第でごさいます。

さて、専門職大学でごさいますが、これは「高度な実践力」「豊かな創造力」を育成の目標としてごさいます。新しいタイプの大学でごさいます。現在17大学ごさいます、今後増

静岡県立農林環境専門職大学
生産環境経営学部 生産環境経営学科
農林業経営のプロフェッショナルを養成

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部
生産科学科
農林業生産のプロフェッショナルを養成



静岡で学ぶ

静岡県の農林業:

- ・「多彩な農産物が生産されている」
- ・お茶、みかん、メロン、いちご、わさび
- ・天竜スギや富士ヒノキ。富士山の麓、西部地方の畜産業
- ・「ものづくり県」、実は「豊かな農業県」

人材育成の目標:

- ・生産技術に加えて、加工、流通、販売、**経営**のできる人
- ・農山村地域の環境や文化伝統を守り、地域を支える
- リーダー**となる人

「静岡で学ぶこと」の意味:

- ・多様な産業との連携、その経験や研究力を
- ・日本経済の動脈が通る、この地(静岡)で成り立つ農林業を考える



専門職大学

専門職業人の養成を目的とする新たな大学として創設された制度(平成31年4月施行)であり、専門職を担うための

「**高度な実践力**」と「**豊かな創造力**」の育成を目的としている。

	4年制大学	短期大学
2019年	2校	1校
2020年	7校	1校
2021年	5校	1校
合計	14校	3校

係者においては、驚きの数字でございます。同じ一単位を取るのに実習演習は、講義の2倍、あるいは3倍の時間がかかります。さらに、専門職大学は教育の基本単位が40名以下となっています。従いまして、本学短期大学部は定員100名ですけれども、これは3つのクラスに分かれて、丁寧な授業が行われております。従いまして、先生方の負担も大きい。しかしながら、皆さん大学としての学術性を保ち、実践力を養う新しいタイプの大学を創ることに本学の先生方は精力的に取り組んでいただいております。また、目的意識をしっかり持った学生が入学して来ている。ここも特徴でございます。こうした若者の教育に情熱をもって望むことができます。3番目ですが、長期のインターンシップがございます。臨地実務実習と呼んでおりますが、これは本学四年制の例で申し上げますと、4か月間ほどございまして、概ね2か月は生産技術を学ぶ、1か月はマネジメントを学ぶ、もう1か月は経営戦略を学びたいと。こういう立て付けになっております。この教育の方法は、手法は、大学だけで教えるのではなくて、法人、団体、関係者の皆様との連携による人材育成の枠組み作りが必要になります。これが専門職大学の特徴です。さらに、伝統文化を学び経営を学ぶ。幅広く学ぶ。さらに、学校教育法第一条で定める大学でございます。学位が授与されるものでございます。

えるものと思います。高度な実践力とは、私は大学における職業教育のありかたを考える。そういう言葉だろうと理解しております。本日、専門職大学コンソーシアム副会長、山川先生がおみえいただいております。ありがとうございます。さて、専門職大学の特徴は概ね5つにまとめることができます。1つ目は、授業の1/3以上は実習演習だということ。これは大学の関



次に、高等教育における職業教育を考えるため欧州の例を見てみたいと思います。たとえば、フランスでは大学とグランゼコールというものがございまして。大学は学問をするところで経営者技術者官僚はグランゼコールで学ぶと。今のマクロン大統領もその前のオランダ大統領もグランゼコールで学んでおります。ドイツでは、大学は人格形成を行うところで専門家は専門大学 Fachhochschule で学ぶという論がございまして。このように欧州では、総じて職業教育に対する位置付けが高いと言えるのではないかと思います。日本では大学が中

高等教育における実践教育

欧州：[大学] + [高等教育機関] 複線型

フランス：・大学

・Grandes Écoles(グランゼコール)

ドイツ：・大学

・Fachhochschule(専門大学)

日本：[大学] 中心

単線型(変形)

・専門職大学は「新たな職業教育」の始まりか？

心で、概ね単線型であるというふうに言われております。とにかく大学に行って就活の時期に職業を考える。そんな傾向があるのではないのでしょうか。そうした中、専門職大学は教育制度が変化する兆しを見せている。そのように思います。大学でどれだけ実力をつけたかが問われる時代になっていると。そのように考えております。

さらに、本学の背景となる農業と農学について考えてみたいと思います。学術の中

では、上から文・法・経・理・工・農・医と昔は言われましたが、この1領域でございます。そして、農学の中もこのように分かれておりまして、本学では、上から農学・林学・畜産学の農業・林業・畜産業をカバーしております。そして、この農学は平成に入ってから大きく変化していると見ております。かつては、農学はコメ・野菜。林学はスギ・ヒノキ。畜産は牛・豚・鶏。といった一次生産物を対象としたその技術研究と教育を行ってまいりました。それが科学技術の発展のもとで大きく変わりつつございます。例えば、遺伝子レベルの研究が進みますと野菜もウシもスギもみな同じでございます。このように科学技術の進歩が農学を変えました。一次産品ごとの研究から食糧・生命・環境・資源。こうしたものをキーワードとするそういう学問へと変化したのでございます。個別の技術とそれを俯瞰する力が求められていると思います。



さて、農林業の基本は生み出す産業であるということを申し上げておきたいと思っております。代表を3つお示しします。糖・デンプン・セルロースです。さとうきび・トウモロコシ・木材と言ってもいいかもしれません。このもとは何か。これはグルコースでございます。ブドウ糖ですね。グルコースが1kgありますと、3824kcal、ぴったり16MJです。16MJは100W×44時間のエネルギー。人の基礎代謝というのは、1日1200から1500kcalですので、グルコース1kgは概ね

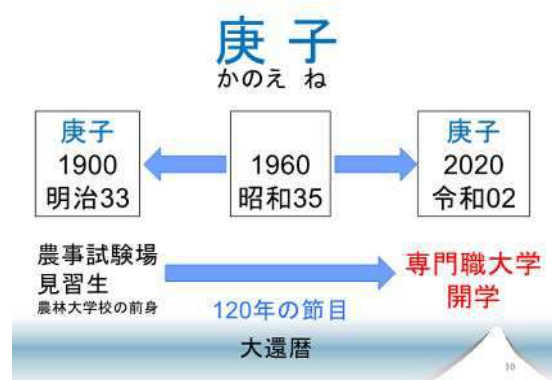


2～3日のエネルギーに相当します。そして、そのグルコースが α 型で結合しますと、螺旋状になるらしいんですけども、デンプンになります。そして、それは食料になる。グルコースが β 型に結合しますと、セルロースになり、繊維になり、住宅の材料になる。資源になる。このセルロースというのは、非常に強固な直鎖の結晶でございまして、これが法隆寺を支え、縄文杉を支えているのでございます。さて、この元は何かと。御承知のとおり、一番下でございますが水と空気中の二酸化炭素、それに太陽のエネルギーを得て、光合成によりグルコースを生成しているところでございます。農林業はこのように衣食住を支える産業であると同時に、生み出す産業であるところが大きなポイントかと思えます。静岡県の製造品出荷額は、17兆円でございます。農業産出額というのは、水産・林業を合わせても2800億円くらいではないでしょうか。この数字だけを見ると、大きな開きがありますけれども、多くの産業は資源エネルギーを消費する。それに対して、農林業は生み出している。このことが理解されてきている。本学が設立された意味もここにあるのではないかと。このように感じているところでございます。

さて、先程知事から御紹介がございましたけれども、少し本学の歴史を紹介させていただきたいと思えます。明治33年、静岡県立農事試験場に人材育成を目的として置かれた見習生制度が始まりでございます。右上にある写真は、大正2年の修了式のものですけれども、私たちの先輩は後継者であると同時に技術者であり、さらに指導者として活躍をしておりました。静岡市の曲金の地から昭和11年に北安東に移りまして、昭和55年に磐田の地に移転してございます。



さて、ここで個人的な思いを吐露することをお許しください。開学の準備を進める際の私の心のキーワードは、庚子でした。この会場にも昭和35年の生まれの方がいらっしゃいますでしょうか。いらっしゃいました。その昭和35年から遡ること60年、明治33年に農事試験場の見習生制度が始まりました。本学の前身でございまして。令和2年、2020年も庚子。還暦を2回迎える大還暦の年に新しい大学が開学すると。この仕事を何とか成功させたいという思いを持って臨



んでおりました。

さて、先程も御紹介がございましたが、**耕土耕心**は、本学の校訓であり歴史のあるこの校訓を引き継いでおります。もちろんです。大地を耕すことは自らの心を耕すことである。また、開学の時に校章emblemも頂きました。300余の応募作品の中からこれが選ばれました。一枚の葉から光を放出している。学生が未来の農林業に明るい光を照らすことを表しています。さて、私は大地を耕すことは心を耕すことであるというこの校訓に新しい思いを込めています。専門職大学でしっかり学ぶことが**耕心**であるかもしれません。学んだ後に**耕土**する。すなわち、国を耕す。農林業を発展させ、国を支える人材になってほしいと。そういう思いを込めて大学の運営に努めてまいります。

さて、最後になりますが、開学に際して御尽力いただきました皆様に感謝申し上げますとともに、今後の御指導御支援をお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。



静岡県立
農林環境
専門職大学

開学記念式典

『農林業の未来と専門職大学』

2021年

11月19日 金 13:30-16:00

オンライン配信 (Youtubeライブ配信)

式典

13:30～14:20

- ・開学の挨拶 川勝 平太 (静岡県知事)
- ・来賓祝辞
- ・挨拶・大学紹介 鈴木 滋彦 (静岡県立農林環境専門職大学学長)

記念講演

14:30～15:50

「専門職大学・専門職短期大学の特色について」

講師：村本 定則 氏 (文部科学省高等教育局専門教育課 課長補佐)

「職業実践的教育体系の要としての専門職大学への期待」

講師：吉本 圭一 氏 (滋慶医療科学大学 教授)

「静岡県から発信する農業の未来
～新たなブレイクスルーを生むために～」

講師：西村 やす子 氏 (株式会社クレア・ファーム 代表取締役)



静岡県立
農林環境専門職大学
農林環境専門職大学短期大学部
関連資料-41-



お申し込み
(お問い合わせ)

裏面をご覧ください

メールまたはFAXにより、お申し込みください。
参加申し込みいただいた皆様に、別途視聴用URLをお送りします。
申込期限：令和3年11月12日（金）

メールによる お申し込み

必要事項（FAX申込書と同内容）をメール本文に入力し、
下記のメールアドレスに送信してください。本用紙をPDF
にしてメールに添付していただいても構いません。

E-mail : noukandaisoumu@pref.shizuoka.lg.jp

FAXによる お申し込み

本用紙に必要事項を記入し、下記のFAX番号に送信してく
ださい。

FAX : 0538 - 34 - 4445

■ 申込者

ふりがな		所属	
お名前 (代表者)			
メール アドレス		役職	
電話		FAX	

■ その他希望者等

上記「申込者」のご担当者につきましては、こちらにご記入ください。

ふりがな		所属	
お名前			
メール アドレス		役職	

ふりがな		所属	
お名前			
メール アドレス		役職	

ふりがな		所属	
お名前			
メール アドレス		役職	

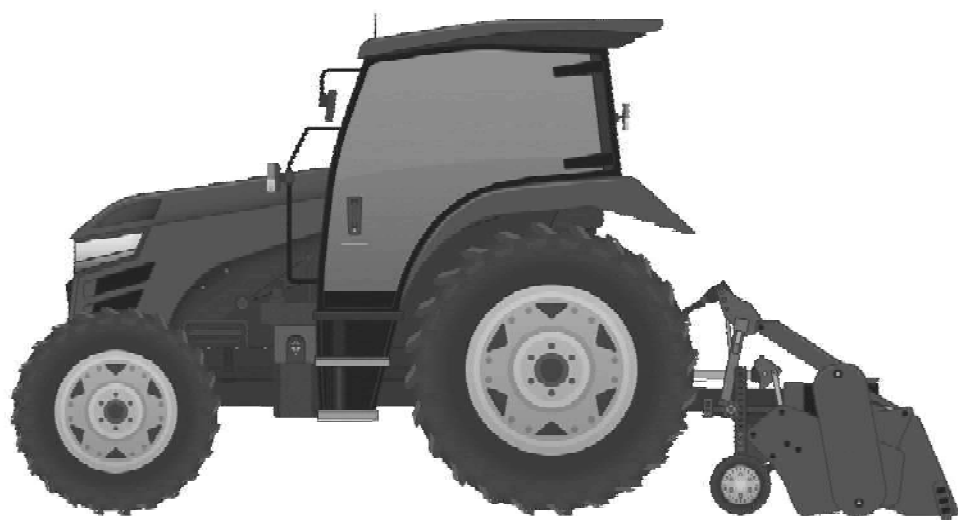
主催 (お問い合わせ)

静岡県立農林環境専門職大学事務局総務企画課
〒438-8577 静岡県磐田市富丘678-1

TEL : 0538 - 31 - 7901

令和 3 年度静岡県農業機械

利用技能者養成研修計画



静岡県立農林環境専門職大学

目 次

1 趣旨	1
2 研修場所	1
3 研修計画	2
4 受講手続き	
(1) 受講申込み	3
(2) 受講者留意事項	3
(3) 運転免許試験受験手続き	4
(4) 運転免許試験受験の条件	4
(5) 問合わせ・申込み先	4
5 研修の内容	
(1) 指導農業機械士研修	6
(2) 農業機械士研修	6
(3) 農作業安全研修	7
(4) 農業機械応用研修	7
6 研修申請書様式	
様式第1号（指導農業機械士・農業機械士研修申請書）	8
様式第2号（農作業安全研修申請書）	9
様式第3号（農業機械応用研修申請書）	10
様式第4号（後継者養成機関等団体用研修申請書）	11

農業機械利用技能者養成研修計画

1 趣旨

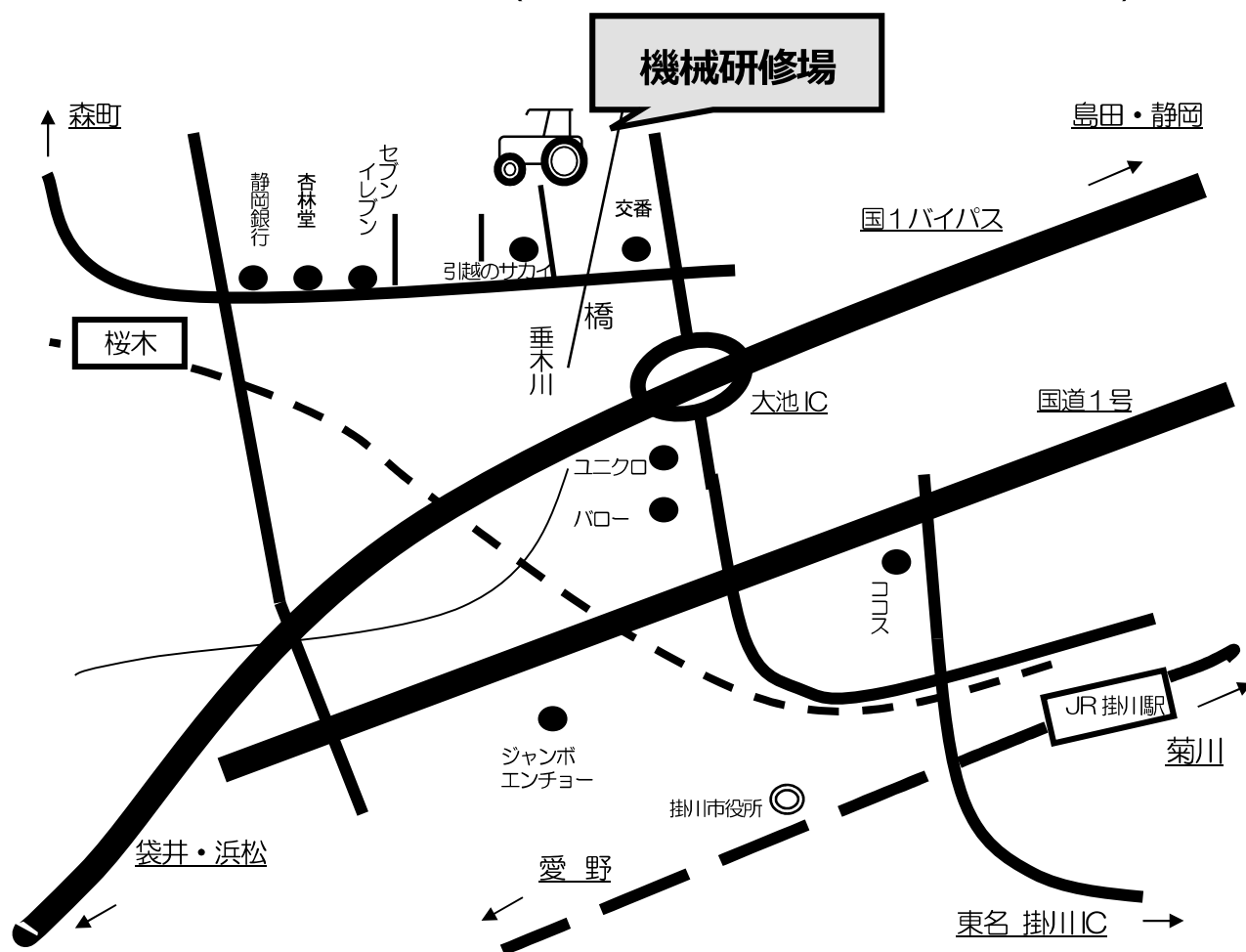
静岡県農業機械利用技能者養成研修規程に基づき、農業機械の効率的かつ安全な利用に関し、高度な知識・技能を備えた担い手を養成するため、農業機械研修を実施する。

この計画は、農業機械研修を行う上で必要な事項を定めるものとする。

2 研修実施場所

静岡県立農林環境専門職大学 機械研修場

掛川市下垂木2770-1 (TEL 0537-22-1440 FAX 0537-22-8691)



農林環境専門職大学 機械研修場へのご案内

自動車

東名・掛川インターから 約15分

国1バイパス・大池インターから 約3分

交通機関

JR・掛川駅からタクシーで 約10分

天竜浜名湖鉄道・桜木駅から徒歩で 約15分

3 研修計画

研修区分	規 模		日 程	備 考	
	定員	日数	月 日	免許 試験日	検定 試験日
指導農業機械士研修	2	4	3/1～4		3/4
農業機械士研修	3	6	2/10,14～18		2/18
①	10	3	5/24,26,27	5/27	
②	15	3	6/7,8,11	6/11	
③	15	3	6/9,10,11	6/11	
④	10	3	10/25,27,28	10/28	
農作業安全研修 ⑤	15	3	11/8,9,12	11/12	
⑥	15	3	11/10,11,12	11/12	
⑦	15	3	12/6,7,10	12/10	
⑧	15	3	12/8,9,10	12/10	
⑨	15	3	1/17,18,21	1/21	
⑩	15	3	1/19,20,21	1/21	
農業機械応用研修	他の研修の 状況により、 受講できる 人数が限定	3日 程度	研修日は調整後に決定・ 連絡 秋以降実施予定	試験日は調整 後に決定・連 絡	

※指導農業機械士研修、農業機械士研修は、希望者が定員に満たない場合、
開催できない可能性があります。

※農作業安全研修は、申込希望者数によっては追加で開催する可能性があり、
その場合、別途募集します。

4 受講手続き

(1) 研修申込み

ア 申込み方法

- ◆申請書の受付開始は、4月1日（木）とする。
- ◆指導農業機械士研修と農業機械士研修は、研修開始日の40日前を申請書の提出期限とする。
- ◆農作業安全研修と農業機械応用研修は、4月15日（木）を申請書の提出期限とする。農作業安全研修については、各回次の定員を超えた場合、抽選を行い、受講の可否を通知する。
- ◆申請書の提出方法は、郵送とする（FAX 不可）。
- ◆電話は問い合わせのみ、受付は申請書を受理した時点とする。

研 修 名	申請書様式	申請書提出先	提出期限
指導農業機械士研修 農業機械士研修	様式第1号	静岡県立 農林環境専門職大学 総務企画課 〒438-8577 磐田市富丘 678-1	研修開始日の40日前
農作業安全研修	様式第2号		令和3年4月15日(木)
農業機械応用研修	様式第3号		
他の後継者養成機関の学生等が団 体で受講する場合	様式第4号		研修開始日の40日前

イ 研修経費

- ◆受講料は無料。
- ◆テキスト代、免許試験受験料、免許交付手数料は実費とする。

ウ 研修の案内について

- ◆研修の詳細については、研修日の約1ヶ月前に案内を通知する。

(2) 受講者留意事項

- ◆研修時間は、原則として9:00～16:00とする。
- ◆申請内容の変更や、受講が困難になった場合は速やかに申し出ること。
- ◆大型特殊(農耕限定)、大型特殊けん引(農耕限定)運転免許試験の合格者は、静岡県警察西部運転免許センター（浜松市浜北区）で免許の即日交付手続きを行うので、移動手段を確保すること。
- ◆筆記用具、屋外での作業が可能な服装、雨天時の合羽、昼食を用意すること。
- ◆研修期間中の万一の事故に備えるため、あらかじめ傷害保険などに加入してから研修に参加すること。

(3) 運転免許試験受験手続き

ア 申請方法

- ◆各警察署で運転免許申請書を作成し、静岡県立農林環境専門職大学総務企画課に郵送する。

イ 各警察署での運転免許受験手続きに必要なもの

- ◆「申請書用写真」 試験日より6ヶ月以内に撮影したものを1枚
(縦30mm×横24mm)用意
- ◆「申請手数料」 警察窓口等で2,600円分の県収入証紙を購入
※運転免許試験に合格した場合、受験当日に「免許交付手数料」として、2,050円分の県収入証紙を購入

ウ 運転免許申請書提出期限

- ◆研修開始の1週間前まで

(4) 運転免許試験受験の条件

ア 大型特殊免許（農耕車限定）

- ◆普通免許または自動二輪免許を有すること
- ◆18歳以上であること
- ◆農作業安全研修を修了していること

イ けん引免許（農耕車限定）

- ◆大型特殊免許を有すること
- ◆農業機械応用研修を修了していること

(5) 申込み・問合せ先

【研修申込み・運転免許申請書提出・問合せ】

静岡県立農林環境専門職大学 総務企画課

※令和3年3月まで

〒438-0803 磐田市富丘 678-1 TEL 0538(24)8771

※令和3年4月から

〒438-8577 磐田市富丘 678-1 TEL 0538(31)7901

【研修実施】

静岡県立農林環境専門職大学 機械研修場

〒436-0222 掛川市下垂木 2770-1 TEL 0537(22)1440

【各農林事務所問合せ】

静岡県 賀茂農林事務所 企画経営課	TEL 0558(24)2076
東部農林事務所 企画経営課	TEL 055(920)2157
富士農林事務所 生産振興課	TEL 0545(65)2192
中部農林事務所 地域振興課	TEL 054(286)9281
志太榛原農林事務所 生産振興課	TEL 054(644)9223
中遠農林事務所 地域振興課	TEL 0538(37)2283
西部農林事務所 地域振興課	TEL 053(458)7219
西部農林天竜農林局 地域振興課	TEL 053(926)2139

5 研修の内容

(1) 指導農業機械士研修

- ◆目的 農業機械利用組織等のリーダーとして活動するために必要な知識、技能の習得
- ◆対象者 農業機械士（2級農業機械士）の認定後、乗用トラクター等のオペレーターの実務経験が1年以上の農業者等
- ◆開催回数 年1回

日 順	研 修 内 容			
	9:00～12:00	方法	13:00～16:00	方法
1日目	農業機械化の情勢、動向 農業機械の技術指導手法	講義	農業機械安全指導手法 農業機械・資材の管理	講義
2日目	農業機械の導入利用計画 導入利用条件・計画手法	講義 演習	農業機械利用の経済性 機械利用経費の試算	講義 演習
3日目	農作業安全管理 労働安全衛生法	講義	農作業事故と安全対策	講義
4日目	農業機械指導者技能検定試験	検定		

※研修実施人数が定員に満たない場合は、開催できない可能性があります。

(2) 農業機械士研修

- ◆目的 農業機械利用組織等のオペレーター又は大規模受託農業者等に必要な知識、技能の習得
- ◆対象者 農業者及び就農予定者等で、農業機械基本研修又は農作業安全研修を修了した者
- ◆開催回数 年1回

日 順	研 修 内 容			
	9:00～12:00	方法	13:00～16:00	方法
1日目	農機の構造・機能と基本操作	講義	農機の点検整備と簡易な修理	講義 実技
2日目	農機の作業安全・効率的利用 計測機器の取扱い 農機の取扱いと操作	講義 実技	農作業事故の実態・安全対策 ノギスの取扱い 作業機の着脱・調整・耕耘方法	講義 実技
3日目	仕業点検 農機の取扱いと操作	実技	トラクターの点検 作業機の着脱・調整・耕耘方法	実技
4日目	作業機の着脱・調整・耕耘方法	実技	トラクターの点検 作業機の着脱・調整・耕耘方法	実技
5日目	作業機の着脱・調整・耕耘方法	実技	作業機の着脱・調整・耕耘方法	実技
6日目	農業機械士技能検定試験 (学科)(仕業点検)(簡易な修理) (ノギスの取扱い)	検定	農業機械士技能検定試験 (プラウ耕・ロータリ耕)	検定

※研修実施人数が定員に満たない場合は、開催できない可能性があります。

(3) 農作業安全研修

- ◆目 的 乗用トラクターの基本的な点検方法と安全運転技術の習得により農業機械の安全対策を徹底し、農作業事故の防止を推進
- ◆対 象 者 農業者及び就農予定者等
- ◆開催回数 年 10 回（予定）

日 順	研 修 内 容			
	9:00～12:00	方法	13:00～16:00	方法
1 日目	トラクターの機能と基本操作 トラクターの仕業点検	講義 実技	トラクターの運転操作	実技
2 日目	農作業安全対策 トラクターの運転操作	講義 実技	トラクターの運転操作	実技
3 日目	大特(農耕) 運転免許試験	試験	運転免許即日交付手続き (西部運転免許センター)	

※申請書様式第 2 号を提出してください。

(4) 農業機械応用研修

- ◆目 的 農業機械の運転技術の向上及び安全対策の習得
- ◆対 象 者 農業者、就農予定者等で、農作業安全研修又は農業機械基本研修（県立農林大学校講義）を修了した者

研 修 内 容	方法
農業機械の運転及び安全走行技術の習得	講義 実技

※申請書様式第 3 号を提出してください。

※けん引免許取得希望者は農業機械応用研修を受講する必要があります。

研修申請書

（指導農業機械士研修・農業機械士研修）

年 月 日

静岡県立農林環境専門職大学長 様

氏名



（氏名を自署する場合は、押印は不要です。）

農業機械利用技能者養成研修を受講したいので申請します。

記

1 住 所 〒 _____

ふ り が な
2 氏 名 _____

3 生年月日 昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

4 電話番号 _____（ _____ ） ※携帯電話等必ず連絡のとれる番号

5 職 業 農業（従事年数 _____ 年）

※職業は必ず記入
してください

認定農業者、認定新規就農者（該当すれば○印）

農業法人（名称 _____ 従事年数 _____ 年）

その他（具体的に _____ ）

6 研修期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ～ _____ 月 _____ 日

7 研修の種類（希望する研修に○印）

・指導農業機械士研修 ・農業機械士研修

8 過去に受講した研修及び取得した資格

受講した研修名	時 期	修了番号	取得した資格
	年 月		

9 所有する運転免許の種類と条件（該当するものに○印）

・大型 ・中型 ・普通 ・大特 ・小特 ・大型二輪 ・普通二輪

・原付 ・けん引 ・その他(_____)

免許の条件

研修申請書

（農作業安全研修）

年 月 日

静岡県立農林環境専門職大学長 様

氏名



（氏名を自署する場合は、押印は不要です。）

農業機械利用技能者養成研修を受講したいので申請します。

記

- 1 住 所 〒 _____
- 2 氏 名 ふりがな _____
- 3 生年月日 昭和・平成 ____年__月__日生
- 4 電話番号 _____（ ） ※携帯電話等必ず連絡のとれる番号
- 5 職 業 農業（従事年数 ____年）
- ※職業は必ず記入
してください
- 認定農業者、認定新規就農者（該当すれば○印）
- 農業法人（名称 _____ 従事年数 ____年）
- その他（具体的に _____）

6 希望研修期間

希望順位を記入してください

	研修期間	希望順位
①	5月24,26,27日	
②	6月7,8,11日	
③	6月9,10,11日	
④	10月25,27,28日	
⑤	11月8,9,12日	
⑥	11月10,11,12日	
⑦	12月6,7,10日	
⑧	12月8,9,10日	
⑨	1月17,18,21日	
⑩	1月19,20,21日	

7 受験する免許（希望する免許に○印）

・大特（農耕車に限る）

8 所有する運転免許の種類と条件（該当するものに○印）

・大型 ・中型 ・普通 ・大特 ・小特 ・大型二輪 ・普通二輪
・原付 ・けん引 ・その他()

免許の条件

研修申請書

（農業機械応用研修）

年 月 日

静岡県立農林環境専門職大学長 様

氏名 印

（氏名を自署する場合は、押印は不要です。）

農業機械利用技能者養成研修を受講したいので申請します。

記

1 住 所 〒 _____

2 氏 名 ふりがな _____

3 生年月日 昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

4 電話番号 _____（ _____ ） ※携帯電話等必ず連絡のとれる番号

5 職 業 農業（従事年数 _____ 年）

※職業は必ず記入
してください

認定農業者、認定新規就農者（該当すれば○印）
農業法人（名称 _____ 従事年数 _____ 年）
その他（具体的に _____）

6 受験する免許

- ・けん引（農耕車に限る）

7 過去に受講した研修及び取得した資格

受講した研修名	時 期	取得した資格
	年 月	

8 所有する運転免許の種類と条件（該当するものに○印）

- ・大型 ・中型 ・普通 ・大特 ・小特 ・大型二輪 ・普通二輪
- ・原付 ・けん引 ・その他(_____)

免許の条件

研 修 申 請 書

（後継者養成機関等団体用）

年 月 日

静岡県立農林環境専門職大学長 様

所属長

印

農業機械利用技能者養成研修を受講したいので申請します。

記

- 1 研修期間 _____年__月__日 ~ _____月__日
- 2 研修の種類（希望する研修に○印）
 ・ 農業機械士研修 ・ 農作業安全研修 ・ 農業機械応用研修
- 3 受講者名簿

ふりがな 氏 名	生年月日	性 別	住 所	受験する免許	所有する運転 免許の種類

試験回次	期間	区分	専攻名等	大型特殊				牽引				限定解除			
				研修受講者	研修修了者	受験者	合格者	研修受講者	研修修了者	受験者	合格者	研修受講者	研修修了者	受験者	合格者
1	春期集中	学生	茶業、畜産	16	16	16	15								
	臨時	一般	教員、卒業生	1	1	1	1	1	1	1	1				
2	春期	学生	野菜①	20	20	17	17								
	①	一般		10	9	9	9								
3	②③	一般		28	28	28	28								
	夏期集中	学生	花き、果樹、林業	23	23	17	16								
4	牽引	一般						6	6	6	5				
	夏期集中	学生	4大	26	26	25	25								
5		学生	短大再受験			2	2								
		一般													
6	補講	学生	4大、短大					8	8	8	8	7	7	7	7
		学生	短大再受験			3	3								
7	補講	学生	4大、短大					7	7	7	5	8	8	8	8
	秋期	学生	野菜②	17	17	16	16								
8		学生	短大再受験							2	2				
	④	一般		9	9	9	8								
9	⑤⑥	一般		27	27	27	26								
	⑦⑧	一般		26	26	25	23								
10		一般	再受験			1	1								
	⑨⑩	一般		27	27	27	25								
11	牽引	一般						1	1	1	1				
		一般	再受験			1	1								

大型特殊				牽引				限定解除			
研修受講者	研修修了者	受験者	合格者	研修受講者	研修修了者	受験者	合格者	研修受講者	研修修了者	受験者	合格者
230	229	224	216	23	23	25	22	15	15	15	15
102	102	96	94	15	15	17	15	15	15	15	15
計											
うち 学生											

保健医務室利用状況報告（学生利用分）

保健医務室 保健師 今田

【令和3年度】

1. 利用者数（延べ数）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計
保健師在室時	12	26	28	11	0	3	9	3	2	0	0	0	94
保健師不在時	1	4	1	1	1	1	4	1	1	1	0	0	16
月間計	13	30	29	12	1	4	13	4	3	1	0	0	110

2. 設備利用者数（延べ数）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計
救急箱	0	3	1	0	1	2	5	3	3	1	0	0	19
休養ベッド	3	2	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	9

3. 利用内容の内訳（延べ数）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計
健康相談	身体	0	2	4	3	0	1	1	0	1	0	0	0	12
	メンタル	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
健診	結果説明	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
事後措置	検査・指導	0	11	15	4	0	1	6	0	0	0	0	0	37
応急対応	外傷	0	3	1	0	1	2	4	3	2	1	0	0	17
	体調不良	3	2	2	1	0	0	1	1	0	0	0	0	10
	その他	10	2	8	3	0	0	0	0	0	0	0	0	23

4. 備考

4月	その他10名（入学時健康調査票の聞き取り）
5月	その他2名（身長測定、ワクチン接種に関する質問）
6月	その他の内容（受診同行、医療機関相談）
7月	その他の内容（医療機関紹介、医療機関連携）
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	

発熱等の風邪症状がある学生への対応フロー

○健康観察の際や授業参加中などに発熱等の風邪症状が現れた場合

→学生課職員が電話で症状を確認の上、隔離部屋に移動して待機するように指示する。



○学生課職員が保護者に連絡をとり、症状を伝えた上で、医療機関への受診等の対応について協議する。

→基本的に保護者に迎えに来てもらい、医療機関への受診を依頼する。
(県外出身者など、保護者の対応が困難な場合は学生課が対応する。)



○自宅療養又は学生寮の隔離部屋で療養させ、様子を見る

(学生には、毎朝の検温結果をポータルで報告を行うよう依頼する。)



○発熱や味覚・嗅覚の異常等の異変を感じた場合

- ・かかりつけ医がいる学生は、かかりつけ医へ事前に電話し、受診する。
- ・かかりつけ医がいない学生は、【発熱等相談センター】に電話し指示を受け、受診する
静岡県発熱等相談センター（年中無休 24 時間対応）
電話：050-5371-0561 FAX：054-281-7702

※PCR検査を受けることになった場合は速やかに学生課へ連絡する。(検査結果についても同様。)



○医師の判断等で検査の実施なく症状が軽快した場合

自宅待機の解除基準に沿って、帰寮する。
(在寮の場合は、隔離部屋から自室へ戻る。)

※発症後8日かつ症状消失後4日経過後



◎新型コロナウイルス感染が判明した場合

- ・学長は、直ちに評議会等を開催の上、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業、遠隔授業の実施（対面併用含む）等の対応方針を決定し、準備ができ次第速やかに実施する。
- ・学長は、その後、保健所の調査により濃厚接触者とされた学生について、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置をとる。
- ・学長は、濃厚接触者が全て陰性となった時点で評議会等を開催の上、平常どおりの運営に移行する。

<参考> 学校保健安全法

第19条 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

新型コロナウイルス感染が判明した場合の学生寮における対応

(学生課)

(要旨)

新型コロナウイルスへの対応については、「発熱等の風邪症状がある学生への対応フロー」に基づき実施しているが、感染が判明した場合の学生寮における対応をあらかじめ想定し、感染時の対応を円滑におこなうものとする。

1 感染者等への対応

(1)感染者本人への対応

- ・発熱、風邪症状のある学生は別室に隔離後、保護者の迎えにより帰省させ自宅で医療機関の受診・療養等への対応を依頼する。PCR 陽性となった場合は、速やかに学生課へ連絡し、保健所等の指示に従う。
- ・帰省が困難な者（保護者の迎えまで期間を要する者を含む）は別室に隔離し、療養させる。症状が軽快しない場合は校医もしくは静岡県発熱等受診相談センターの指示を受け、医療機関を受診させる。その際、陽性が判明した場合は、保健所の指示に従う。

(2)PCR で陰性が確認された濃厚接触者への対応

- ・保健所が、陽性者へ聞き取りを行い、濃厚接触者を特定するまでの間、授業は休講とし寮生は寮待機とする。
- ・濃厚接触者と特定された者は、保護者の迎えにより帰省させ、保健所から示された期間を自宅待機とする。
- ・帰省が困難な者は、保健所から示された期間は寮内で隔離し、経過観察の対応を行うが、原則としてできるだけ早く迎えに来てもらい自宅待機をお願いする。

(3)その他の学生への対応

- ・濃厚接触者の特定後、新型コロナウイルス対策委員会を開催し授業再開日を決定する。
- ・通常の寮生活を再開する。

2 保護者への対応

- ・感染者及び濃厚接触者の保護者へは、学生課が直接連絡を取り、状況を説明し迎えを依頼する。

3 消毒等の対応(居室、共用部分、食堂等)

「学生寮における対策 共用部分の消毒」による消毒に加え、陽性者、濃厚接触者居室の消毒を行う。

4 その他(基本的な対応フロー等は以下による)

- ・「発熱等の風邪症状がある学生への対応フロー」（令和4年1月13日）（別添）
- ・「検査の実施なく症状が軽快した場合の対応について」（令和4年2月24日）（別添）

令和4年2月24日

検査の実施なく症状が軽快した場合の対応について

(学生課)

1 要旨

発熱等の風邪症状が現れた場合のフローで、自宅待機後に医師の判断等で検査の実施なく症状が軽快した場合の自宅待機の解除基準について、評議会（令和2年7月21日実施）で協議した結果、以下のとおり決定した。

2 自宅待機の解除基準

次の①および②の両方の条件を満たした場合、自宅待機を解除する

- ①発症後に少なくとも8日が経過している（発症日を0日として8日間）
- ②薬剤を服用していない状況で、解熱後および症状消失後に少なくとも4日経過している（解熱日、症状消失日を0日として4日間のこと）

3 基準の参考資料

職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド 2020.6.3

（一般社団法人 日本渡航医学会・公益社団法人 日本産業衛生学会）

※このガイドに記載された「発熱や風邪症状を認める者の職場復帰の目安」を参考に、本学が全寮制であることを鑑みて協議し決定した。